

花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱

制定 令和 6 年 12 月 17 日付け 6 林整研第 204 号
農林水産事務次官依命通知
最終改正：令和 7 年 12 月 16 日付け 7 林整研第 218 号

(通則)

第 1 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 補助金は、花粉の少ない森林への転換促進に向けた花粉の少ない苗木等への植替えに関する取組、花粉の少ない苗木の生産拡大に向けた採種園・採穂園（以下「採種園等」という。）の整備及び苗木生産・流通の活性化に対し、支援することを目的とする。

(交付の対象等)

- 第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県（以下「補助事業者」という。）が行う別表の区分の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 都道府県は、事業実施主体からの申請に基づき交付を行うほか、自ら補助金事業を実施できるものとする。
 - 3 補助対象経費の区分、事業実施主体及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第 4 別表の区分の欄に掲げる 1 及び 2 の事業に要する経費は、相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

- 第 5 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、林野庁長官が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 大臣は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第5第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第8 補助事業者は、第5第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第7第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第9 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、公共工事等の品質の確保に努めなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて大臣の承認を受けることができる。

3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越

承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第 13 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の 9 月 30 日現在において、別記様式第 4 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 10 月 31 日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第 5 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項の規定による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

- 第 14 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 5 号の概算払請求書を大臣及び官署支出官林野庁長官に提出しなければならない。
- なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。
- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

- 第 15 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 6 号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 10 第 1 項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 都道府県は、補助事業等の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 7 号により作成した年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、前項の規定により実績報告書を提出する場合は、これをもって年度終了実績報告書に代えることができるものとする。
- 3 第 5 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第 5 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 8 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第 16 大臣は、第 15 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した

条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（都道府県において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第 17 補助事業者は、第 16 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 15 第 1 項の規定に準じて提出するものとする。
- 2 大臣は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 16 第 1 項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第 16 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消し等）

- 第 18 大臣は、第 10 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 7 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - （1）補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - （2）補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - （3）補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - （4）間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - （5）間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - （6）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 16 第 3 項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（財産の管理等）

- 第 19 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補

助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 20 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 5 号の大臣が定める財産は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のソフトウェアとする。

- 3 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

- 4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

- 5 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 5 第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 7 第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣の承認を受けたものとみなす。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- 6 第 4 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第 21 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第 22 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 9 号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

- 4 前 3 項及び第 23 の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第 23 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目

別計上金額を明らかにするため、別記様式第 10 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第 24 補助事業者は、第 5 第 1 項の規定による交付の申請、第 8 の規定による申請の取下げ、第 10 第 1 項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第 12 の規定による事業遅延の届出及び繰越承認の申請、第 13 の規定による状況報告、第 14 の規定による概算払請求、第 15 第 1 項の規定による実績報告、第 15 第 2 項の規定による年度終了実績報告書、第 15 第 4 項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告並びに第 20 第 4 項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、申請サービスにより提供する様式によるものとする。
 - 3 大臣は、第 1 項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、申請サービスを使用する方法により行うことができる。
 - 4 補助事業者が第 1 項の規定により申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、申請サービスの提供者が別に定めるサービスの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

- 第 25 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 9 から第 13 まで、第 15、第 17 第 1 項、第 18、第 19、第 21 及び第 22 の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
 - (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間を定めないものとする。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとすること。

 - ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
 - イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
 - (3) 前号の規定による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

- 2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (2) 間接補助事業者は、前号の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第 11 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 補助事業者は、地方公共団体である間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第 1 項の規定に定めるもののほか、当該間接補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 10 号による補助金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。
- 4 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付に先立ち、間接補助事業者に対する間接補助金の交付に際し付す条件の内容について大臣に届け出なければならない。
- 5 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 6 補助事業者は、第 1 項第 2 号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第 1 項第 2 号ただし書の場合にあっては、第 7 第 1 項の規定による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に大臣の承認を受けたものとする。
- 7 補助事業者は、第 1 項第 3 号の規定により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 8 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 9 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(指導等)

第 26 大臣等は、補助事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(その他)

第 27 補助事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 17 日から施行するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 12 月 16 日から施行するものとする。

2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施された事業については、なお従前の例によるものとする。

別表（第3、第4及び第11関係）

区分	補助事業者	経費	事業実施主体	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
						経費の配分の変更	事業内容の変更
1 花粉の少ない森林への転換促進事業	都道府県	(1) 花粉の少ない森林への転換促進の支援に係る事務関係経費 (2) 花粉の少ない森林への転換活動に対する支援に係る経費	都道府県及び林業経営体等都道府県知事が認めるもの	定額（林野庁長官が別に定める）	—	経費の欄の(1)及び(2)に掲げるそれぞれの経費の間の30%を超える増減	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の新設又は廃止
2 花粉の少ない苗木の生産拡大	都道府県	採種園等の造成・改良・機能向上、採種園等管理技術者育成・確保、苗木生産における労働力確保・育成及び増産苗木広域流通等の促進に要する経費	都道府県、都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者、事業協同組合、事業協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、農事組合法人、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく生産事業者の登録を受けた者等	定額（林野庁長官が別に定める）	定額（林野庁長官が別に定める）	—	事業実施主体の変更、事業実施主体ごとの経費の30%を超える増減

別記様式第1号（第5関係）

○年度 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

○○都道府県知事 氏名

○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱第5の規定に基づき、金○○円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分
別紙1のとおり
- 4 事業の完了予定年月日
○年○月○日
- 5 収支予算
別紙2のとおり
- 6 添付書類
都道府県の補助金交付規程又は要綱

- (注) 1 経費の配分及び負担区分は別紙1に基づき作成すること。
2 収支予算は別紙2に基づき作成すること。
3 補助金交付規程又は要綱は、間接補助事業にのみ添付すること。
4 林野庁長官が別に定める添付資料がある場合は、それを添付すること。
5 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
6 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙1（別記様式第1号、第2号、第6号関係）

○年度 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金の経費の配分及び負担区分総括表

（単位：円）

区分	事業費 (A+B+C+D)	補助事業に要 する（した） 経費 (A+B)	経費内訳				備考
			国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
花粉の少ない森林への転換促進事業							
花粉の少ない苗木の生産拡大							

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

別紙2（別記様式第1号、第2号関係）

○年度 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金収支予算

（1）収入の部

（単位：円）

区分	予算額			備考
	国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	計 (A+B)	
花粉の少ない森林への転換促進事業				
花粉の少ない苗木の生産拡大				

（2）支出の部

（単位：円）

区分	予算額			備考
	国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	計 (A+B)	
花粉の少ない森林への転換促進事業				
花粉の少ない苗木の生産拡大				

（注）備考欄には、積算内訳を記載する。

別記様式第2号（第10関係）

○年度 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金変更等承認
申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

○○都道府県知事 氏名

○年○月○日付け○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり
○○したいので、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱
第10の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 ○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第1号の記、別紙1及び別紙2の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものだけに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）また、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合も、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第3号（第12関係）

○年度 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

○○都道府県知事 氏名

○年○月○日付け○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱第12の規定に基づき届け出る。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。

2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第4号（第13関係）

○年度 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

○○都道府県知事 氏名

○年○月○日付け○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱第13の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第5号（第13及び第14関係）

○年度 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金第○四半期
概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官 林野庁長官 殿

○○都道府県知事 氏名

○年○月○日付け○第○○号で補助金の交付決定通知のあった事業について、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱第14の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金○○円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、○年○月○日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 ○月○日現在の出来高	今回請求額 (C)		残額 (A- (B+C))		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	○月○日現在の予定出来高	金額	○月○日までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 下線部は、第13第1項ただし書の規定による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号（第15第1項関係）

○年度 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

○○都道府県知事 氏名

○年○月○日付け○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱第15第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金○○円の交付を請求する。）

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分
別紙1のとおり
- 4 事業の完了年月日
○年○月○日
- 5 収支精算
別紙3のとおり
- 6 添付書類

- (注) 1 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
- 2 経費の配分及び負担区分は別紙1に基づき作成すること。
- 3 収支精算は別紙3に基づき作成すること。
- 4 林野庁長官が別に定める添付資料がある場合は、それを添付すること。
- 5 翌年度又は翌々年度へ繰越を行った場合は、別紙3（2）支出の部の備考欄に完了予定年月日を記載するとともに、別紙3に金額を記載する際に、翌年度繰越については三段書き（一段目：全体執行分、二段目：当初年度執行分、三段目：翌年度執行分）、翌々年度繰越については四段書き（一段目：全体執行分、二段目：当初年度執行分、三段目：翌年度執行分、四段目：翌々年度執行分）で記載すること。
- 6 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）また、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合

も、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙3 (別記様式第6号関係)

○年度 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金収支精算

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	予算額			精算額 (D)	差引増減額 (D-C)	備考
	国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	計 (A+B=C)			
花粉の少ない森林への転換促進事業						
花粉の少ない苗木の生産拡大						

(2) 支出の部

(単位:円)

区分	予算額			精算額 (D)	差引増減額 (D-C)	備考
	国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	計 (A+B=C)			
花粉の少ない森林への転換促進事業						
花粉の少ない苗木の生産拡大						

(注) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

(3) 国庫補助金精算

(単位:円)

区分	国庫補助金 交付決定額 (A)	精算事業 費総額 (B)	国庫補助率	精算国庫 補助金額 (C)	既受領国庫 補助金総額 (D)	差引国庫補助金 未受領(返還)額 (C-D)	備考 (不用額) (A-C)
花粉の少ない森林への転換促進事業							
花粉の少ない苗木の生産拡大							

別記様式第7号（第15第2項関係）

○年度 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

○○都道府県知事 氏名

○年○月○日付け○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱第15第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費 (A)	国庫 補助金	Aのうち 年度内 支出済額	概算払 受入済額	Aのうち 未支出額	翌年度 繰越額	
花粉の少ない 森林への転換 促進事業	円	円	円	円	円	円	
花粉の少ない 苗木の生産拡 大							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第8号（第15第4項関係）

○年度 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金消費税仕入
控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

○○都道府県知事 氏名

○年○月○日付け○第○○号をもって交付決定通知のあった花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金について、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱第15第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (○年○月○日付け○第○○号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し(税務署受付済のもの)
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[

]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第9号（第22関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名		地区	事業実施年度			年度		農林水産省所管補助金名									
事業 区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
									国庫補 助金	都道 府県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 10 号（第 23 関係）

○年度
農林水産省所管

花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金調書

国			地方公共団体名										備 考
補助事業名	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
○○事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
○○費													
○○費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

別記様式第 11 号 (第 25 関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。
- 4 間接補助事業者に対する申立ての場合であつて、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。